Ⅲがん患者と家族の支援

「豊島区がん対策推進計画」では、基本理念の4つの柱のひとつとして「がん患者と家族の支援」を挙げています。

がん患者と家族は、がんと診断された時からさまざまな不安や問題を抱えながら、医療機関や治療方法等を選択しなければなりません。がん患者と家族にとって、日々の療養生活には、がんによる痛みだけでなく、仕事や生活資金など経済的、社会的な悩みや不安がたくさんあります。

豊島区にはひとり暮らしの高齢者も多いことから、医療や介護をどこでどう受けるか悩むことも少なくありません。住み慣れた場所でこれまで通りの生活を送り、自分らしい最期を迎えたいという希望もあることから、近しい人と話し合いを行うこと(ACP*)が大切です。

また、現在のがん治療では、早期からの切れ目のない緩和ケアの提供が重要と考えられています。がん患者や家族の日常生活上、支障となる身体的・精神的苦痛を早期から軽減し、 快適な療養を実現するために、国や都の施策と連携を図りながら、緩和ケア体制を推進していくことが求められています。

がんに関するさまざまな情報を入手することは、インターネットの普及などにより容易になりましたが、一方的な情報提供も多く、治療方法や療養生活の内容を、がん患者や家族が主体的に選択できるような情報選択へのサポートがまだ十分とはいえません。

そこで、豊島区では、ホームページや広報等にがん患者と家族の支援となる情報を掲載するとともに、がん診療連携拠点病院等に設置された相談センターを広く周知し、積極的な利用を推進しています。

また、がん患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができるよう、多職種による地域医療連携体制を構築する中で、在宅医療相談窓口や歯科相談窓口を設置し、身近な相談窓口としてがん患者や家族の相談を受けています。

【がん患者数の推移】

平成29年全国患者調査によると、がんの総患者数は178.2万人で、年々増加しています。



厚生労働省「患者調査」より

[※]ACP: アドバンス・ケア・プランニングの略称であり、愛称は「人生会議」。将来の人生をどのように生活をして、どのような医療や介護を受けて最期を迎えるか計画して、ご自身の考えや心づもりとして家族や近しい人、医療やケアの担当者とあらかじめ表しておく取り組み。

1. がん情報に関する情報提供

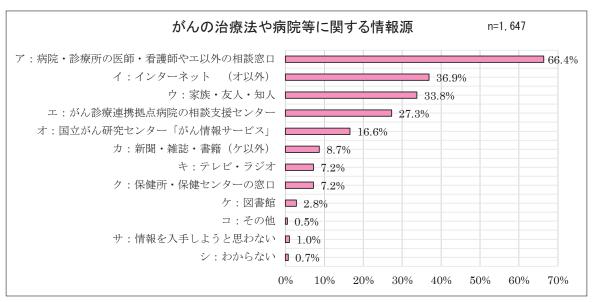
(1) 取り組み方針

がん患者や家族のがんに対する不安や疑問に適切に対応するため、がんに関する正しい知識の普及啓発や、分かりやすい情報を提供し、各病期におけるがん患者や家族に対して、適切な相談体制を整備します。

(2) 現状と課題

①がん治療法や病院等に関する情報

がんに関するさまざまな情報を入手することは、インターネットの普及などにより、容易になりましたが、様々な情報が氾濫しています。がん患者と家族にとって、必要かつ正確な情報を入手し、自らの意思に基づいて選択することができる環境を整備します。



内閣府「がん対策に関する世論調査(令和元年度)」より

②豊島区近隣のがん相談支援センター

名称	問い合わせ先	対応曜日・時間
東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	月~金曜日
患者サポートセンター	03-6311-6891	9時~17時
日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	月~金曜日
がん相談支援センター	03-3972-0011	8時30分~16時
帝京大学医学部附属病院 帝京がんセンター がん相談支援室	板橋区加賀2-11-1 03-3964-3956	月・金曜日 9時~16時 17時~21時 火・水・木曜日 9時~16時



(3) 取り組み目標

- ①関係機関の相談窓口と連携し、区三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)及び、近隣地区の医療情報、在宅・福祉・介護の情報などきめ細やかながん情報を収集し提供します。
- ②点在している様々ながん情報の中から区民が主体的に選択できるように、ホームページや広報等を通じて提供します。

(4) 実施施策

①がん相談支援センターや在宅医療相談窓口、歯科相談窓口の普及啓発と利用の推進

がんに関する専門的な相談機関である「がん相談支援センター」を区民に広く周知するとともに、区内における地域医療連携の拠点である「在宅医療相談窓口」、「歯科相談窓口」のより一層の周知と利用を推進します。

②がんに関する情報の周知

区のホームページの「豊島区のがん対策」から、他機関のがんに関する様々な情報を入 手できるよう整備し、区民にとって活用しやすいものにします。

また、がん患者とその家族が利用できる制度やサービスをまとめた「豊島区みんなのためのがんサポートガイド」(平成31年3月発行)及びがんに関する情報を、定期的に広報、としまテレビ、豊島区公式Twitter等、様々な媒体を用いて発信していきます。

がん情報サイト

豊島区ホームページ がん情報コーナー 東京都がんぱ

がんポータルサイト



国立がん研究センター がん情報サービス







豊島区みんなのためのがんサポートガイド



2. がん患者や家族の不安軽減

(1) 取り組み方針

がん患者や家族を医療面だけでなく、がんと向き合うための心のケアを含めたサポートを行い、地域の医療機関、関係団体などが一体となって、地域におけるがん患者支援の仕組みづくりを推進します。

(2) 現状と課題

がんと診断された患者やその家族は、「がん」という言葉そのものに大きな不安を抱きます。 がん医療や介護は高度化・複雑化しているため、医療の選択や制度、経済的負担への不安、 療養生活に対する不安など、さまざまな悩みが生じてきます。

このようながん患者や家族の不安軽減のためには、治療経過と並行してその時々に適切な 相談が行われることが重要です。

何が正しい選択かは人それぞれですが、大事なことはがん患者や家族の思いに寄り添うことです。

区民一人ひとりががんを身近なものとして捉え、自分や家族ががん患者となった場合は、 がん医療に関する専門的な知識から地域の医療機関の診療情報、在宅での介護情報まで役立 つ情報を入手し、自分に合った治療方針や療養内容を自己決定できるように支援することが 求められています。

(3) 取り組み目標

- ①がん患者や家族の不安や疑問に適切に対応できる相談支援体制を整備します。
- ②がんに関する不安軽減や、役立つ知識の普及啓発等にあたり、がん患者団体や民間のがん相談窓口との連携を推進していきます。

(4) 実施施策

①医療面及び心のケアに関する相談窓口体制の充実

在宅医療相談窓口を中心とした相談・コーディネート機能を充実させます。

②医療保険負担軽減制度や介護保険制度についての普及啓発

がん患者・家族の負担軽減のため福祉・介護機関と連携した普及啓発を行います。

③がん先進医療費利子補給事業

がん治療の選択肢として情報提供を行うとともに、医療費の負担を軽減するための支援を行います。

④骨髄移植ドナー支援事業

「血液のがん」といわれる白血病に関する施策として、骨髄移植ドナーの負担軽減と登録者拡大のため、骨髄・末梢血幹細胞を提供した方や、その方が従事する事業所に奨励金を交付します。

⑤レスパイト*利用についての普及啓発

在宅でケアをしている家族の負担軽減のために、一時的にケアを代替する福祉サービスの利用についての普及啓発を行います。

※レスパイト:一時的中断、休息、息抜きの意味。

⑥グリーフケア*の研修の実施

大切な人と死別した家族のサポートを適切に行う医療・介護関係者を増やします。

⑦がん患者団体等の相談機関の普及啓発活動の支援

がん患者団体や民間団体、都立駒込病院のがん体験者による相談機関「ピアサポート」等へ橋渡しをすることで、相談者の選択肢を広げます。

⑧がん患者のウィッグ・胸部補整具等購入費用助成事業

がん患者の方の就労などの社会参加を支援するため、がん治療に伴い、脱毛が生じたり、 乳房の切除等を行った方を対象に、外見の変化をカバーするためのウィッグ・胸部補整具 等の購入実費(上限一万円)を助成します。

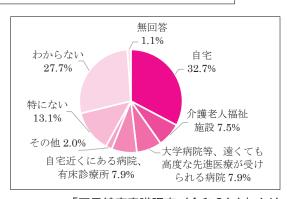
アピアランスケア ~自分らしくあるために~

アピアランス(Appearance)は、広く「外見」を示す言葉です。がんの治療に伴う身体的苦痛として脱毛や乳房の切除、皮膚の変化などが、上位に挙げられています。こうした外見の変化が就労など社会生活を送るうえでの悩みとつながることがあるため、アピアランスに対するケアが注目されています。

「豊島区みんなのためのがんサポートガイド」より

「人生会議」ACP ~自分らしい最期を迎えるために~

最期を迎える場所として最も希望する場所については、32.7%の区民が「自宅」と答えています。病院や有床診療所を希望する区民は15.8%ですが、実際に最期を迎える場所は7割強が病院・診療所で、自宅は2割程度となっており、多くの人が、希望する場所で人生を終えることができない実態が浮かび上がっています。豊島区ではこの問題について取り組み、在宅での医療の実証を目指しています。



「区民健康意識調査(令和2年)」より

国では、「ACP(アドバンス・ケア・プランニングの略。愛称:人生会議)」を話し合うことを推進しています。

これは、命の危険が迫った状態になると、約70%の方は医療・ケアなどを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることが出来なくなるといわれていることから、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて前もって考え、家族や友人、医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、本人の希望や意思を共有することを推奨する考え方です。国は、「人生の最終段階における医療・ケアの在り方」として、「医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他不快な症状を十分に緩和し、患者・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療及びケアを行ことが必要である。」という方向を示しています。

がん患者や家族が医療面、生活面、精神面で適切なケアやサポートを受けて自分らし く過ごせるよう、支援していくことが大切です。

[※]グリーフケア:大切な人を失い、残された家族等の身近な人が悲しみを癒す過程を支える取り組み。

3. 緩和ケアとがん地域医療連携の推進

(1) 取り組み方針

がんと診断された時から、患者がどこで療養していても、切れ目なく適切な緩和ケアが迅速に提供されることにより、QOL*の維持・向上が図られ、患者自身が希望する場所で安心して療養することができることを目指します。

さらに、がん検診から在宅療養生活まで切れ目のないがん医療を実施するためにがん 治療医療機関と、かかりつけ医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、ヘル パー等の多職種チームがネットワークを組んで地域医療連携体制を整備します。

(2) 現状と課題

①緩和ケアについて

平成28年に改正されたがん対策基本法第15条において「緩和ケア」が定義され、また、 同法第17条で施策の位置付けが明記されました。

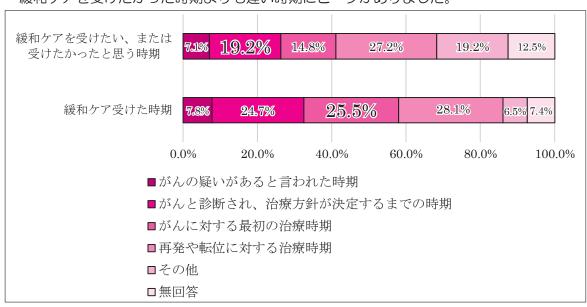
緩和ケアの定義(第15条抜粋)

「がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。」

緩和ケアの施策としての位置付け(第17条抜粋)

がん患者の療養生活(その他の生活を含む。)の質の維持向上のために必要な施策として、「緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること。」と明記

患者調査(転移・再発がん患者)において、緩和ケアを受けたかった時期は、「再発や 転移に対する治療時期」以外では「がんと診断され、治療方針が決定するまでの時期」が 19.2%で最も高い回答がありました。一方、実際に緩和ケアを受けた時期は、「再発や転 移に対する治療時期」以外では「がんに対する最初の治療時期」が25.5%で最も高く、 緩和ケアを受けたかった時期よりも遅い時期にピークがありました。

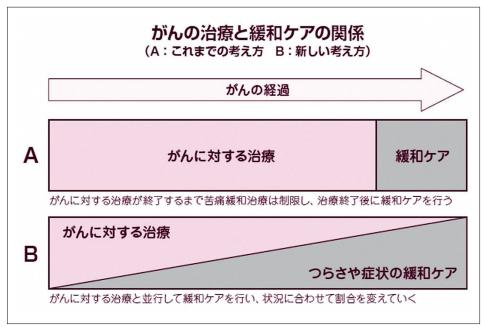


「東京都における緩和ケアに関する実態調査(平成31年3月)」

[※]QOL: クオリティ・オブ・ライフ(Quality of life)の略称。生活の質。個人の価値観に合った、その人らしく社会生活が送れる状態。

緩和ケアをがんが進行した患者に対するケアと誤解し、「まだ緩和ケアを受ける時期ではない」と思っているがん患者やその家族は少なくありません。

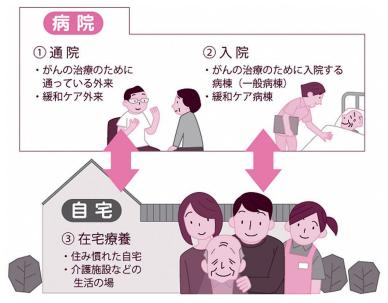
緩和ケアとは、がんと診断された時からがんに対する治療と並行してつらさや症状のケアを行うという考え方です。身体症状の緩和や精神心理的な問題への援助等、終末期にとどまらず、治療の初期段階から積極的な治療と並行して行われることが求められています。



出典:国立がん研究センター がん情報サービス

②緩和ケアを受ける場

緩和ケアは、自宅でも入院や通院治療の病院内でも受けることができます。がんの治療中かどうかや、入院・外来、在宅療養などの場を問わず、いずれの状況でも受けることができます。



出典:国立がん研究センター がん情報サービス

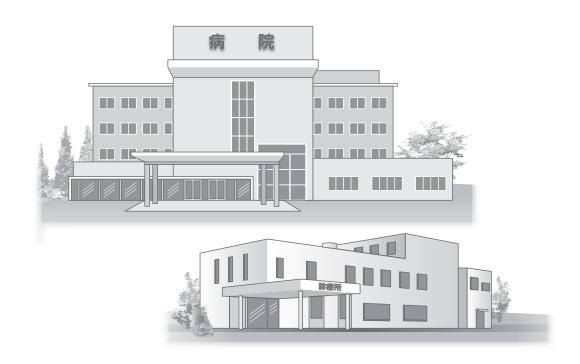
③病院での緩和ケア

国や東京都では、専門的ながん医療及び相談支援や情報提供を行うため、がん診療連携拠点病院やがん診療連携協力病院を整備しています。こうした病院では、がんと診断された時から、緩和ケアを提供しています。さらに、緩和ケアに関する専門的な知識と技術を持つ医師及び看護師のほか、薬剤師や医療心理に携わる者を配置した緩和ケアチームを設置し、がん患者の治療に当たる主治医と協働して、これらのスタッフの専門性を活かした緩和ケアを提供しています。

東京都では、32か所の病院が緩和ケア病棟*を設置しており、専門性の高い緩和ケアを提供しています。緩和ケア病棟は、緩和ケアに特化した病棟であり、がんを治すことを目標にした治療(手術、薬物療法、放射線治療など)ではなく、がんの進行などに伴う体や心のつらさに対する専門的な緩和ケアを受けられます。

緩和ケア病棟には、看取りまで含めた人生の最終段階(終末期)の患者や、苦痛症状の専門的緩和治療が必要な患者を受け入れる病床のほか、運用により、在宅療養患者の病状変化時の一時的な緊急入院の役割を担う病床があります。

また、これらの病院以外でも、緩和ケアを受けることができます。豊島区内では、都立 大塚病院等は緩和ケア提供体制が充実しており、がん診療連携拠点病院等との連携や、他 の診療所及び在宅医との連携に積極的に取り組んでいます。



[※]緩和ケア病棟:国が定めた施設基準を満たし、健康保険が適応される「緩和ケア病棟入院料」を算定している病院

④区西北部及び近隣のがん診療連携拠点病院

豊島区が属する区西北部(板橋区、練馬区、北区、豊島区)及び近隣のがん診療連携拠点病院及び連携協力病院等は以下のようになっています。

都道府県がん診療連携拠点病院

東京都立駒込病院

地域がん診療連携拠点病院

日本大学医学部附属板橋病院 帝京大学医学部附属病院 順天堂大学医学部附属順天堂医院 東京大学医学部附属病院 東京医科歯科大学医学部附属病院

東京都小児がん診療病院

日本大学医学部附属板橋病院 東京医科歯科大学医学部附属病院 順天堂大学医学部附属順天堂医院 東京大学医学部附属病院 日本医科大学付属病院

> 緩和ケア病棟はないが 緩和ケアを提供している病院

東京都立大塚病院 等

東京都がん診療連携拠点病院

順天堂大学医学部附属練馬病院

東京都がん診療連携協力病院

公益財団法人 東京都保健医療公社豊島病院 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院

緩和ケア病棟のある病院

公益財団法人 東京都保健医療公社豊島病院 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 東京ほくと医療生活協同組合 王子生協病院 東京都立駒込病院

東京医科歯科大学医学部附属病院

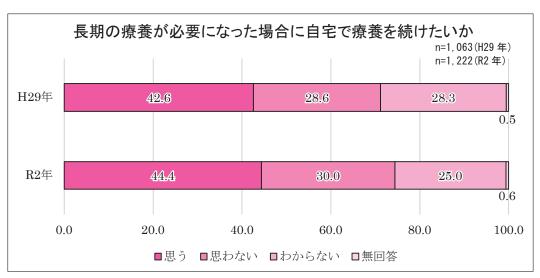
その他の病院 地域の医療機関・診療所

訪問看護ステーション・歯科医師会 薬剤師会・福祉関係職種等

⑤自宅での緩和ケア

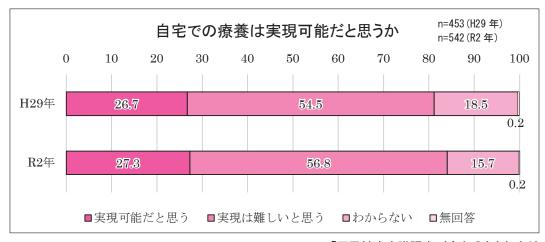
住み慣れた自宅では、本人の生活のペースに合わせながら病院と同じような緩和ケアを受けることができます。在宅療養を受けるには、訪問診療や訪問看護、訪問介護、訪問入浴などの在宅でのサービスを整える必要があります。

区民健康意識調査によると「長期療養が必要な場合に自宅で療養生活を続けたいか」という設問に対して、平成29年、令和2年ともに4割以上の人が自宅での療養を希望しています。



「区民健康意識調査(令和2年)」より

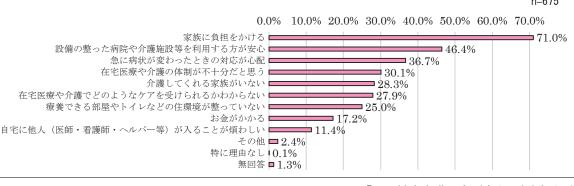
在宅療養を希望する人のうち「実現可能だと思う」と答えた人は平成29年に比べ増加しているものの、5割以上の人は「実現は難しいと思う」と回答し、在宅療養についての不安があることがわかります。



「区民健康意識調査(令和2年)」より

在宅療養の実現が難しいと答えた人の主な理由は、「家族に負担をかける」がもっとも 多く、「病院等の施設利用の方が安心」が続き「急変時の対応が不安」「在宅医療、介護の 体制が不十分だと思う」が多くなっています。

^{*}自宅とは、ホームホスピスなど、自宅に近い環境での療養生活と自然な看取りができる場所・施設を含む。



「区民健康意識調査(令和2年)」より

このように、住み慣れた自宅などで療養生活を過ごしたいと願っていても、在宅療養に おける介護面での家族の身体的・精神的負担が大きいことを危惧し、在宅療養への不安や 在宅療養生活のサポート体制が不十分なことで、在宅での療養をあきらめている方も数多 くいます。

区では、がん患者の状況に応じて、がんと診断された時から治療と並行して緩和ケアが 適切に提供されるような体制づくりに取り組んできました。今後も一層緩和ケアを推進し、 在宅でも疼痛管理*ができるということを周知するとともに、患者が希望する場所で療養 生活を送れるようにするために、豊島区近隣の医療機関等における緩和ケアの実施状況等 を把握した上で、区における緩和ケアのあるべき姿と具体的な方策を検討し、取り組みを 推進していく必要があります。

⑥豊島区の地域医療連携体制

在宅医療には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、訪問看護ステーション・リハビリテー ションスタッフ、歯科衛生士等の医療従事者や介護福祉士など様々な職種が関わります。 拠点病院等での治療後も、切れ目なく在宅で質の高い緩和ケアを提供するためには、これ らの在宅医療を支える医療機関等の多様な職種の医療従事者や介護従事者が連携するとと もに、緩和ケアに関する知識・技術に向上を図ることが必要です。

豊島区では平成22年度より、区民の方が安心して在宅医療を受けることができる仕組 みづくりをめざして、学識経験者・医師会・歯科医師会・薬剤師会・訪問看護ステーショ ン・介護事業者・リハビリテーション・区民・行政等で構成する「豊島区在宅医療連携推 進会議」を設置しています。その中で、6つの専門部会を設けて多職種による在宅医療体 制の課題検討を進めています。

在宅医療の整備には、人材の育成や情報共有が不可欠であるため、人材養成研修や各種 講座の開催、ICTの活用による在宅医療・介護連携に向けた支援などを行っています。

⑦豊島区在宅医療相談窓口

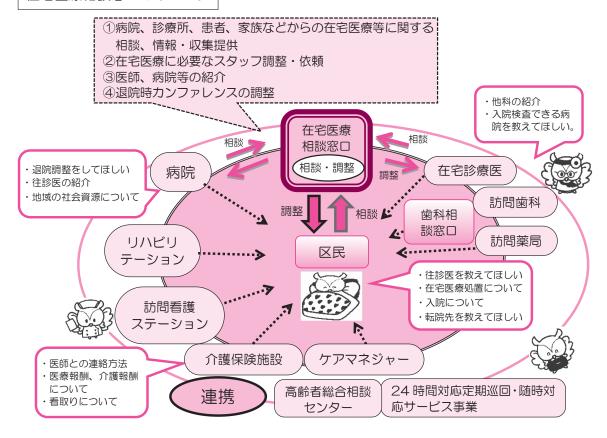
平成24年10月に開設された豊島区在宅医療相談窓口では、医療ソーシャルワーカー が在宅医療を希望する区民、家族、医療機関、介護事業者などから在宅医療に関するさま ざまな相談を電話やホームページの問い合わせフォームから受け付けています。

必要に応じて医療・介護スタッフの確保・連携調整を行うワンストップ型のサービス窓 口を設置することにより、区民が安心して在宅医療を受けられる体制を整備します。

[※]疼痛管理:がん末期などの痛み(疼痛)を緩和し、身体的・精神的苦痛を和らげるための医療行為。

豊島区在宅医療相談窓口		
受付時間 月~金曜日(祝日・年末 9時~17時		始除く)
電話番号	03-5956-8586	
ホームページ	https://www.tsm.tokyo. med.or.jp/facility/ consultation.html	

在宅医療相談窓口のイメージ



年間相談件数は年々増加しており、平成27年度以降はICTの活用が進んだこともあり、SNSを活用した相談対応が増えています。令和元年度の相談依頼者の主な割合は、本人9.0%、家族28.1%、居宅介護支援事業所15.8%、医療ソーシャルワーカー(MSW)12.2%となっています。



「豊島区在宅医療相談窓口事業実績報告」より

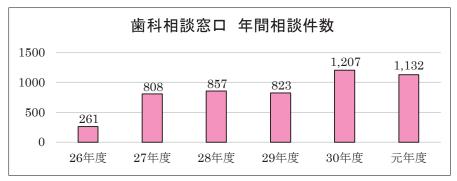


⑧ 豊島区歯科相談窓□

平成26年6月に開設された豊島区歯科相談窓口では、通院により歯科診療が困難なため、 在宅または入所施設などで訪問歯科診療や訪問口腔ケアなどを希望する区民、医療機関、 事業者などから相談を受け付けています。

また、がん患者の周術期における口腔ケア、その他の歯と口腔の健康全般に関する相談 も受け付け、関係機関との連絡調整を行い、歯と口腔の健康づくりを効果的に推進します。

豊島区歯科相談窓口		
受付時間	月~土曜日(祝日・年末年始除く) 9時~16時30分	
電話番号	03-3987-2370	



「豊島区在宅医療相談窓口事業実績報告」より

年間相談件数は年々増加傾向にあります。令和元年度の主な相談受付方法の割合は、電 話78.1%、ファクス19.1%、来所2.6%であり、電話とファクスによる受付でほぼ占め ています。

(3)取り組み目標

- ①区民及び医療・介護従事者に対する、緩和ケアや在宅療養生活に関する普及啓発を行 い、安心して在宅に移行できるように支援します。
- ②がん患者の意思が尊重され、がんになってもQOL(生活の質)を維持向上するその 人にあった質の高いがん医療、在宅ケアをめざし、専門性を活かした多職種によるチー ム医療を提供するがん地域医療連携を推進します。
- ③緩和ケアは診断、治療、在宅医療など、様々な場面において、切れ目なく実施される 必要があります。がんクリティカルパス(東京都医療連携手帳)の利用を推進し、退 院後の医療支援体制の整備、在宅における質の高いサービスの提供に努めます。

(4) 実施施策

①緩和ケアに関する情報提供

区ホームページから検索できる「在宅医療・介護事業者情報検索システム」や、在宅医 療相談窓口など、がん相談支援センター等との連携をとおして周知し、区民に届きやすい 形での情報提供を行います。また、区ホームページ等を通して、正確で信頼できる情報を 提供するとともに、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)など患者や家族にとって 有益となる情報を提供していきます。

②緩和ケアに関する普及啓発

区民や患者、その家族に対して、イベントや講演会等で緩和ケアに関する普及啓発を行 います。

③在宅医療連携の推進

在宅医療連携推進会議の開催、介護職に向けた医療知識の研修(在宅医療コーディネーター研修)、病院看護師を対象とした訪問看護体験研修等を引き続き行い、より在宅医療連携を強化していきます。

4)在宅療養後方支援病床確保事業

豊島区内に居住する在宅療養者が、病状の悪化・急変等のため一時的に入院を必要とする場合に、入院治療を受けるための病床を確保し、安心して療養できる環境を確保していきます。

⑤かかりつけ制度の推進

区民が普段から健康管理に努め、いざという時に相談できる体制として、かかりつけ医・ 歯科医・薬局制度を活用できるよう、普及啓発を行います。

⑥医師会との連携

がん地域医療連携や緩和ケアに関する講演会や研修を実施します。

⑦歯科医師会との連携

がん治療における口腔ケアの必要性の普及啓発や抗がん剤の使用や放射線治療によって 多発する口内炎等の予防方法の講演会を実施します。なお、歯科医師会では、豊島区口腔 保健センター(あぜりあ歯科診療所)で、区民に対し、独自に口腔がん検診を実施してい ます。

⑧薬剤師会との連携

医療機器・医薬品(麻薬)等の円滑な供給を確保し、地域緩和ケアの提供体制構築をめ ざします。

9看護師会との連携

がん患者の緩和ケアや、家族のグリーフケアに関する講演会や研修の実施に向けて検討します。

Ⅳ ライフステージに応じたがん対策

1. 小児・AYA世代に対する支援

(1) 取り組み方針

区立小・中学校において、がんの仕組みやがん予防等に関する教育を行うことにより、がんに対する児童・生徒や保護者の意識を高め、がんにならない健康な体づくりを推進します。

患者や家族に対して、必要な情報提供を行うほか、個々の状況に応じた相談機関等につなげて必要な支援が受けられるようにします。

(2) 現状と課題

これまで、がん予防に関する正しい知識の普及は、罹患率の高い成人を対象にしたものが中心でした。豊島区では、平成24年度から区立小・中学校で、区独自の教材を作成・活用し、健康教育の一環として、小学校6年生は体育の授業で、中学校3年生は保健体育の授業で、がんの仕組みやがん予防に関する正しい知識を学んできました。

国の「がん対策推進基本計画(第3期)」及び、文部科学省が平成29年度に告示した学習指導要領においては、「がん教育」の具体的な指導が位置付けられ、現在、各学校では学習指導要領に基づいた指導が行われています。

①がん教育の定義と学習指導要領における位置付け

がん教育の定義	がん教育とは、健康教育の一環として、がんについて正しい理解と、 がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深め ることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社 会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である。
• 小学校 体育	・がんについて正しく理解できるようにする。
(保健領域)	・健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。
• 中学校 保健体育 (保健分野)	※体育・保健体育での指導を中心として、学校の実態に合わせて、特別活動や道徳、総合的な学習の時間においても取り扱う。

②がん予防への取り組み

がんを予防するためには、子どもの頃から正しい生活習慣を身につけるなど、がんに負けない体をつくる取り組みを行うことが大切です。また、がん予防に関する正しい知識等について計画的に学習し、がん検診の受診などについて理解を深めることが重要です。

③「がんに関する教育」の継続

豊島区教育ビジョン2019でも、「区独自に作成した教材を使用して授業を実施する。 教材についての研究実践や他自治体との情報交換をもとに最新の情報を取り入れながら指 導内容の充実を図る。豊島区医師会等との連携により、児童・生徒、保護者や教員向けの がんに関する取り組みを実施する。」ことを掲げています。

今後、教育委員会とがん対策の所管が連携し、がんと向き合う人々を積極的に講師に招

いた授業や講演会を実施する等、パンフレット型の教材にとどまらない学習機会を充実させて、子どもたちが大人になっても健康的な生活を送ることができるよう、将来のがん罹患率の減少をめざし、実効性のあるがんに関する教育を継続していく必要があります。

④小児・AYA世代のがん

がんそのものや治療の影響による晩期合併症が生じたり、療養生活を通じた心の問題や、自立等の社会的問題を抱えることがあり、治療後も長期にわたる診断、支援が必要です。

がんの治療の影響で生殖機能が低下し、子供を持つことが難しくなる可能性があり、小児・AYA世代の患者に対して、がん治療の前に、治療による影響を伝えるとともに、生殖機能の温存の選択肢があることなどの情報を十分に提供することが必要です。

緩和ケアに携わる医療従事者が、小児・AYA世代のがんの特性等を理解したうえで適切な緩和ケアを提供できるように、医療従事者と診療方針や課題等を共有する必要があります。

また、この世代のがん患者は、40歳未満であるため介護保険が適用されず、在宅サービスを利用する際の経済的負担や、介護する家族の負担が大きいという問題があります。 親が小児がん患者の介護にあたっている家庭では、兄弟・姉妹の子育てやコミュニケーションが不足したり、幼い子供がいるAYA世代の患者の場合、子育てに影響が生じることがあります。

がんの治療により、脱毛や肥満といった容姿の変化や身体的な不自由が生じたり、復学しても、体力的にすべての授業を受けることが難しい場合があるなど、復学した患者が円滑に学校生活を継続するためには、学校関係者など周囲のがんに関する正しい理解と支援が必要です。

(3) 取り組み目標

- ①児童・生徒が、健康教育の一環として、がんの仕組みやがん予防に関する正しい知識等を学ぶなど、がんに関する教育を推進します。
- ②児童・生徒の教育だけでなく、家族でがん予防について考え、家族全員が意識を高められるよう、数多くの授業実践を積み重ね、保護者に向けたがんに関する知識の普及啓発に取り組みます。
- ③患者本人だけでなく、家族も、ライフステージに応じた適切な支援を受けられるように情報提供を充実させていきます。

がんに関する教育の視点

- ○がんに関する正しい知識の普及・啓発(がんの予防策)
- ○生活習慣の改善
- ○早期発見の大切さ
- ○食育の視点からの取り組み
- ○親子で取り組むがん予防
- 〇児童・生徒への普及啓発
- 〇いのちの大切さを学ぶ
- ○がんの予防対策
- ○生涯学習の視点



①教職員への研修実施(指導課)

区立小・中学校の管理職及び健康教育担当教員(養護教諭等)への研修を実施します。

②がんに関する学習教材の開発・活用(指導課)

- ・学習指導要領に基づき、区立小・中学校全校における「がんに関する教育」の実施を継続します。
- ・最新のがん治療に関する情報を収集するとともに、がんと向き合う人々を積極的に講師 に招いた授業・講演会を実施し、パンフレット型の教材だけにとどまらない教材の充実 を図ります。

③家庭や地域との共通理解をめざした「がんに関する教育」の実践(指導課)

「がんに関する教育」の実践を通して、保護者・地域のがんに対する意識を高めます。

④学校保健委員会やPTAとの連携による保護者対象研修会の開催(指導課)

親子でがんについて学べるよう「としま土曜公開授業」やPTA行事等において「がんに関する教育」の授業を実施します。

⑤小児・AYA世代の相談支援

「セクシャリティの問題・妊孕性の問題」「就労と就学の問題」「心理的な問題」など小児・AYA世代は様々な問題を抱えているため、個々の状況に応じた適切な相談機関等を案内します。

⑥生活支援の充実

小児・AYA世代を含めたがん患者が利用することができるサービスをまとめた冊子「みんなのためのがんサポートガイド(関係職種用)」を医療機関や企業にも周知します。

また、「在宅医療・介護事業者情報検索システム」に介護事業者が提供する介護保険外の生活支援サービスに関する情報を掲載するなど、保険外サービスの把握と情報発信に努めます。

⑦がん患者のウィッグ・胸部補整具等購入費用助成事業 (再掲)

がん患者の方の就労などの社会参加を支援するため、がん治療に伴い、脱毛が生じたり、 乳房の切除等を行った方を対象に、外見の変化をカバーするためのウィッグ・胸部補整具 等の購入実費(上限一万円)を助成します。

2. 働く世代に対する支援

(1) 取り組み方針

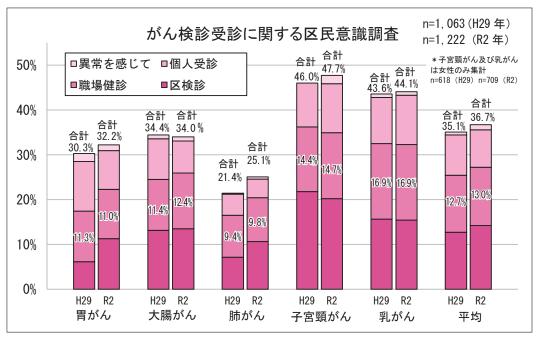
区内企業、事業者等との連携をはかり、従業員のがんに関する意識・知識の向上と、 区民のがん予防のための普及啓発に取り組みます。

がんによる退職や家族の離職をなくすために、患者や家族の相談機関を周知します。

(2) 現状と課題

令和元年度の国内における平均就業者数は約6,724万人であり、国民のおよそ半数は何らかの形で就業していることになります。

区民健康意識調査において、職場(勤務先)でがん検診を受診したと回答している割合が、 5つのがん検診の平均でわずかに増加しました。



「区民健康意識調査(令和2年)」より

こうしたことから、企業や事業者の協力を得て、区民だけでなく、がん予防等の情報を区内企業等に勤務する従業員に発信し、より多くの人のがん予防の意識を高める必要があります。また、区内にある身近な企業や事業者から区民へがん予防に関する情報を発信することができれば、これまで普及啓発できなかった新たな層への情報発信にもつながり、がんに関する意識向上の取り組みをより広げることが可能になります。

①区内企業等との連携による受診勧奨

区民と接する機会を多くもつ区内企業や商店街と連携して、がん検診の普及啓発と受診 勧奨の推進を協働しました。多くの方への受診勧奨の機会となり、さらに連携を進めてい くことが求められています。

②就労継続への支援

がんと診断された時に就労している患者の中には、退職せずに治療を継続している人も 多くいますが、どこに相談すればよいかもわからず、退職を選択してしまう人もいます。 また、患者の家族が、付き添いや介護等をきっかけに離職する場合もあります。がんに罹

患しても、適切な支援や配慮を受けながら仕事を継続することが可能できるよう、環境を 整備していくことが求められています。

国立がん研究センターがん情報サービスでは、治療を受けながら仕事が継続できるよう に、がん患者やその家族、企業、地域社会、医療機関ができること、考えていくべきこと について紹介する、がんの冊子「がんと仕事のQ&A」を作成しています。

また、がん治療に携わる医療者が患者の就労を支援するための具体的なヒントをまとめ た「治療と職業支援の両立ガイドブック」を作成しています。医療者が知っておきたい就 労の基礎知識や職場との情報共有の留意点などを紹介しています。



がん患者・経験者向け 「がんと仕事のQ&A」



医療従事者向け 「治療と職業生活の両立支援ガイドブック」

出典:国立がん研究センターがん情報サービス

さらに、法人や民間団体が、がんの治療と仕事を両立するための制度や相談窓口を設け、 がん治療と仕事の両立を支援しています。

-般社団法人CSRプロジェクト

【がん患者やその家族向け】

経済的な不安や雇用継続の不安などについ て経験豊かな社会保険労務士、産業カウン セラー、キャリアコンサルタント、ソーシャ ルワーカーなどが電話にて対応します。

相談日:第1土曜日 13時~15時 第4 火曜日 19 時~21 時

申込み先

http://www.workingsurviv ors.org/secondopinion.html



【医療従事者や企業人事担当者向け】

休職や復職、その他労働法規や社内ルール に関することなどの疑問や困りごとに関し て、経験豊富な社会保険労務士・社会福祉 士・キャリアコンサルタントなどが電話に て対応します。

相談日:毎月1~2回

申込み先

http://www.workingsurviv ors.org/sp-call.html



東京産業保健総合支援センター

治療を受けながら仕事を継続したい方や、 治療と仕事の両立に不安を感じている方に 対して支援を行っています。



また事業場で産業保健活動に携 わる方を対象に産業保健研修や 専門的な相談などの支援を行っ ています。両立支援に関するご 相談や支援内容についてお気軽 にお問い合わせください。

東京産業保健総合支援センター 相談窓口

TEL 03-5211-4480

月~金曜日(祝日・年末年始除く) 9時~17時

両立支援相談窓口(東京労災病院内)

TEL 03-6423-2277

月~金曜日(祝日・年末年始除く) 8時15分~12時



総合労働相談コーナー

職場のトラブルに関する相談や、解決のための情報提供をワンストップで行っています。労働条件、解雇、採用等を含めた労働問題に関するあらゆる分野の相談を、専門の相談員が電話あるいは面談で受けています。

勤務先所在地を所管する労働局もしくは労働 基準監督署に設置された総合労働相談コーナー が相談先になります。

各総合労働相談コーナーの所在地 https://www.mhlw.go.jp/ge neral/seido/chihou/kaiketu/ soudan.html



東京都社会保険労務士会

治療と仕事の両立について、会社や上司への伝え方から今後の生活のことまで、様々な不安や心配事の相談を、労働問題・年金問題に精通した法律の専門家である社会保険労務士が応じます。

相談日:月・水曜日(祝日・年末年除く)

10~16時

専用電話: 03-5289-8844

詳細

https://www.tokyosr.jp/entrance/consulting/no110/



ハローワーク

専門相談員(就職支援ナビゲーター)が配置され、がん患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介・求人開拓及び定着支援を実施しています。

(長期療養者就職支援事業(がん患者等就職支援対策事業))

実施しているハローワーク・連携拠点病院は 厚生労働省ホームページより確認ができます。

実施ハローワーク及び連携先の拠点病院

https://www.mhlw.go.jp/st f/seisakunitsuite/bunya/00 00065173.html



(3)取り組み目標

- ①区内企業・事業所における職場検診の実態を把握し、がん検診の受診率向上につなげます。
- ②区内企業等との連携により、がん予防と検診受診の普及啓発に取り組みます。
- ③区内企業との連携により、両立支援の啓発に取り組みます。

(4) 実施施策

①区内企業や事業所等に勤務する人を対象にしたがん予防と検診受診の普及啓発

としま法人会の広報誌にがん検診情報を掲載するほか、「がん検診受診推進キャラクターも もか」を用いたポスター・リーフレットの配布により、職場がん検診受診の普及啓発に努めます。

②企業との連携事業の検討・実施

がん対策イベントへの共催や協賛等、企業との協働による事業を実施します。

③がん対策基金についてのPRの実施

基金への寄附に結びつくよう、効果的なPRに努めます。

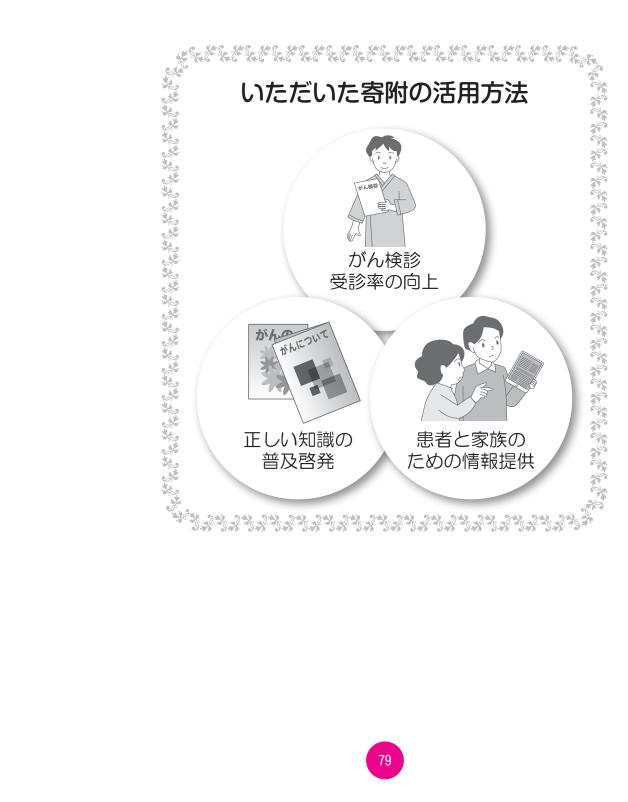
④両立支援についての普及啓発

がんに罹患しても、適切な支援や配慮を受けながら仕事を継続することができるよう、 相談窓口や利用できる制度をホームページ等で周知します。

がん対策基金について

~みなさんの募金が、これからのがん対策につながります~

がん対策を推進するにあたって「豊島区がん対策基金」を創設し、 広く皆様からの募金を呼びかけています。皆様からの募金は、「豊島 区がん対策基金」に積み立て、がん対策推進事業に活用していきます。



治療と仕事の両立支援の位置づけと意義

【事業者による両立支援の取組の位置づけ】

労働安全衛生法では、事業者による労働者の健康確保対策に関する規定が定められており、そのための具体的な措置として、健康診断の実施(既往歴、業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無の検査や、血圧等の各種検査の実施)及び医師の意見を勘案し、その必要があると認める時は就業上の措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等)の実施を義務付けるとともに、日常生活面での指導、受診勧奨等を行うよう努めるものとされている。これは、労働者が、業務に従事することによって、疾病(負傷を含む。以下同じ。)を発症したり、疾病が増悪したりすることを防止するための措置などを事業者に求めているものである。

また、同法及び労働安全衛生規則では、事業者は、「心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者」については、その就業を禁止しなければならないとされているが、この規定は、その労働者の疾病の種類、程度、これについての産業医等の意見を勘案してできるだけ配置転換、作業時間の短縮その他の必要な措置を講ずることによって就業の機会を失わせないようにし、やむを得ない場合に限り禁止する趣旨であり、種々の条件を十分に考慮して慎重に判断すべきものである。

さらに、同法では、事業者は、その就業に当たって、中高年齢者等の特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければならないこととされている。

これらを踏まえれば、事業者が疾病を抱える労働者を就労させると判断した場合は、業務により疾病が増悪しないよう、治療と仕事の両立のために必要となる一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、労働者の健康確保対策等として位置づけられる。

【事業者による両立支援の意義】

労働者が業務によって疾病を増悪させることなく治療と仕事の両立を図るための事業者による取組は、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、健康経営の実現、多様な人材の活用による組織や事業の活性化、組織としての社会的責任の実現、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現といった意義もあると考えられる。

厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(平成31年3月改訂版)より



(1) 取り組み方針

在宅療養を希望する高齢者が、自らが望んだ療養生活を受けられるように、医療・介護連携による地域医療連携体制を整備します。

(2) 現状と課題

がんの罹患率は高齢になるほど増加します。区でも、高齢化が加速すると予測されていることから、がん患者の一層の増加が見込まれます。また、平成27年度国勢調査によると、本区は高齢者人口に占めるひとり暮らしの割合が日本一であり、「社会的孤立」を生みやすく、高齢がん患者の療養生活の質の低下、心理的負担の増大が懸念されます。

地域において高齢のがん患者が治療と療養を継続するためには、医療と介護との連携が必要であり、医療従事者だけではなく、介護従事者についても、がんに関する知識が求められます。

高齢者は、入院をきっかけに認知症と診断される場合や、認知症の症状が悪化する場合があるため、認知症を合併したがん患者や、看取り期における高齢のがん患者の意思決定を支援することが必要です。意思決定に重要な影響を及ぼす認知機能の低下に関しては、認知症初期集中支援事業や認知症検診を通じて、認知症の早期発見・早期対応を推進していきます。

認知症等と合併するがん患者や在宅で療養する患者への相談支援では、医療面だけではなく、介護面も含めた多職種連携による適切な支援が必要です。区ではこれまでも医療と介護の連携に積極的に取り組んできましたが、今後もさらなる連携の強化を進めていきます。

(3)取り組み目標

- ①住み慣れた地域でがん患者が治療と療養を継続するために、医療と介護の連携の推進をさらに進めます。
- ②高齢のがん患者が、自らが望んだ治療や療養生活を受けられるようにするために、意思決定の普及啓発を行います。

(4) 実施施策

①在宅医療連携の推進(再掲)

在宅医療連携推進会議の開催、介護職に向けた医療知識の研修(在宅医療コーディネーター研修)、病院看護師を対象とした訪問看護体験研修等を引き続き行い、より在宅医療連携を強化していきます。

②意思決定支援研修の実施(高齢者福祉課)

各関係職種が「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(平成30年6月)」、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(令和元年5月)」等をもとに、本人の意思を尊重しながら意思決定のプロセスを踏めるように、研修体制等を整備していきます。

IV 分野別施策の成果指標

今回の改定では、前回計画を引き継ぎ、多岐にわたる事業について、より重点的に取り組むべき施策を「実施施策」として記載しています。さらに重要な施策については、具体的な目標を設定するため、成果指標として数値目標を設定しました。

*区民健康意識調査:住民基本台帳より豊島区に住所を有する20~79歳の区民から無作為に抽出した3,000人による調査。

I がん検診の推進

2. がん検診の受診率の向上

No.	指標	現状値	中間目標値(令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
1	5つのがん検診の平均受診率の向上	36.7%	48.3%	50.0%

根拠:区民健康意識調査(令和2年)

N	Э.	指標	現状値	中間目標値(令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
2	2	区が実施するがん検診受診率の向上	19.2%	22.5%	23.8%

根拠:豊島区がん検診実績(令和元年度)

3. がん検診の質の向上

No	指標	現状値	中間目標値(令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
3	結果未把握率の減少	22.8%	15.0%	10.0%

根拠:要精検者の追跡調査による結果把握率(平成30年度)

No.	指標	現状値	中間目標値(令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
4	要精密検査受診率の向上	72.2%	75.0%	80.0%

根拠:要精検者の追跡調査による精密検査受診率(平成30年度)

Ⅱ がんの予防・普及啓発

3. 生活習慣の改善

No.	指標	現状値	中間目標値(令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
5	運動習慣のある人*の割合の増加	21.3%	24.0%	27.0%

*運動習慣のある人:1日30分以上、週2回以上、1年以上運動を継続している人

根拠:区民健康意識調查(令和2年)

N	10.	指標	現状値	中間目標値(令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
	6	健康維持のために食事に気をつけて いる人の割合の増加	86.6%	87.0%	87.5%

根拠:区民健康意識調查(令和2年)

No	指標	現状値	中間目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
7	野菜をよくとる人*の割合の増加	82.5%	83.0%	83.5%

*野菜をよくとる人:1日の目安量350g 根拠:区民健康意識調査(令和2年)

5. 喫煙による健康被害の予防

	No.	指標	現状値	中間目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
		喫煙率の減少(平均)	13.0%	12.0%	11.1%
	8	喫煙率の減少(男性)	20.6%	18.0%	15.7%
		喫煙率の減少(女性)	7.8%	7.0%	6.3%

根拠:区民健康意識調査(令和2年)

No.	指標	現状値	中間目標値(令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
9	飲食店で受動喫煙の機会がある人の 割合*の減少	22.3%	15.0%	10.1%

*飲食店で月に1回以上受動喫煙の機会がある非喫煙者の割合

根拠:区民健康意識調査(令和2年)

Ⅲ がん患者と家族の支援

3. 緩和ケアとがん地域医療連携の推進

No.	指標	現状値	中間目標値(令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
10	在宅での療養を希望する人の割合の 増加	44.4%	46.0%	47.7%

根拠:区民健康意識調査(令和2年)

Ⅳ ライフステージに応じたがん対策

3. 高齢者に対する支援

No.	指標	現状値	中間目標値(令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
11	意思決定支援研修の実施	50	50	50
12	豊島区医師会多職種ネットワークの 登録機関数	162	200	220

根拠: 豊島区の保健衛生(事業概要)(令和2年版) 豊島区在宅医療相談窓口事業実績報告

